



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*68 和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を
改正する規則 (林業振興課)

*69 和歌山県林業経営基盤の強化等の促進のための資金
の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正す
る規則 (")

○ 告示

845 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

846 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)

847 介護保険法による指定情報公表センターの指定
(長寿社会推進課)

848 介護保険法による指定調査機関の指定
(")

849 池の前土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)

850 土木設計積算システム機器等賃貸借に係る一般競争
入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)

851 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争
入札及び指名競争入札に参加する経常建設共同企業体
に必要な資格等 (")

852 公共測量の終了 (")

853 道路の区域変更 (道路保全課)

854 新道路の供用開始等 (")

○ 公安委員会告示

34 遊泳区域の指定

35 警備員指導教育責任者講習の実施

○ 公告

軽油引取税免税証の無効 (税務課)

入札公告 (技術調査課)

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する
法律による制限区域の設定 (管理整備課)

規 則

和歌山県規則第68号

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を
改正する規則

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年和
歌山県規則第108号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第4号中「資本」を「資本金」に改
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第69号

和歌山県林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融
通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則を
次のように定める。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県林業経営基盤の強化等の促進のための資金
の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正
する規則

和歌山県林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融
通等に関する暫定措置法施行細則(昭和54年和歌山県規則
第98号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中3の項及び4の項を次のように改める。

3 2 の目標を達成するためにとるべき措置
(1) 経営の目標ごとの措置

経 営 の 目 標	措 置

(2) 目標を達成するために必要な事項
 ア 伐採、造林及び特用林産物の生産等
 (林業経営体用)

事業区分			現行事業量		実行計画量			
			平均	前年	年度	年度	年度	年度
伐採	主伐	皆伐	m ³	m ³				
		択伐						
	間伐							
	計							
造林	植栽		ha	ha				
	保育							
	附帯施設							
施業受託	伐採	主間伐	ha	ha				
	造林	植保栽育	ha	ha				
	合計面積(ha)							
経受託	伐採	主間伐	ha	ha				
	造林	植保栽育	ha	ha				
	合計面積(ha)							
委託	伐採立木材積(m ³)							
	造林面積(ha)							
特用林産物	生産物名							
	生産規模							
	生産量							
その他								
備考								

(林業事業体用)

事業区分			実行計画量				
			年度	年度		年度	年度
施業受託	造林	植栽					
		保育					
	素材生産						
	その他						
経営受託	造林	植栽					
		保育					
	素材生産						
	その他						
立木購入による素材生産							
所有森林	造林	植栽					
		保育					
	素材生産						
	その他						
合計	造林						
	素材生産						
その他							
備考							

イ 林道・作業道開設、改良

区 分	名 称	工 種	開 設 ・ 改 良 計 画				備 考
			年度	年度	年度	年度	
林 道			m	m	m	m	
作業道	計画期間の総量		m				

ウ 森林の取得

区 分	面 積 (㎡)	取得を行う森林の概要	備 考
省令第 2 条の要件に合致する場合			
上記以外			

(注)

- 1 省令第 2 条の要件とは、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成 5 年農林水産省令第 35 号）第 2 条に定める要件をいう。
- 2 取得を行う森林の概要欄には、森林の所在場所、既に所有している森林との位置関係、樹種、年齢等を記入すること。

エ 森林施業の状況（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官依命通知）の記の第 3 の 2 の（4）のウの（イ）の d に掲げる森林に限る。）

森林施業計画の認定状況

認 定 日	認 定 番 号	計 画 期 間
当初 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日
変更・更新 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日

オ その他

区 分	内 容

4 3の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

(1) 3の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金

(単位：千円)

年度	事業	補助金	公庫からの借入金		改善資金からの借入金	推進資金からの借入金	その他の借入金	自己資金	その他資金	計	備考
			資金名	金額							
	計										
~~~~~											
	計										

(2) 3の(2)のエの施業を継続するのに必要な資金

(森林施業計画の対象森林に係る公庫資金の要償還額)

(単位：千円)

公庫の { 造林資金、林業基盤整備資金 (造林)、林業経営育成資金 (林地取得)又は林業経営育成資金 (森林取得-林地取得) } の既借入金					残高のうち森林施業計画の対象森林に係るもの	うち森林施業計画の当初認定時林齢50年以下
借入時期	借入金額	借入条件	据置期限	(年月日現在)残高		
年月		年据置 (年回払) 年償還	年月			
~~~~~						
計						

(注)「森林施業計画の対象森林」とは、公益的機能別施業森林区域内に存する人工植栽に係る森林であって、複層林施業森林等に該当するもの又は公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林若しくは水源かん養機能等維持増進森林の区域内に存する人工植栽に係る森林であって、伐期延長森林等に該当するものに限る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第845号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 特約業者の氏名又は名称
株式会社アイエフシーシステム
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮173番地
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成18年3月31日

和歌山県告示第846号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年8月9日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 申請年月日
平成18年6月9日
- 2 名称
特定非営利活動法人ぶちこすもす会
- 3 代表者の氏名
井原啓子
- 4 主たる事務所の所在地
岩出市曾屋370番地14
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害をもつ人々に対して、小規模作業所運営に関する事業を行い、障害者が生き活きと、誇りをもって暮らしていけるよう支援し、また、地域福祉に根ざした活動をもって誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第847号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第1項の規定により、次のとおり指定情報公表センターの指定をした。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定情報公表センターの名称	指定情報公表センターの住所	情報公表事務を行う事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間満了日
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会	和歌山市手平二丁目1番2号	和歌山市手平二丁目1番2号	平成18.6.1	平成21.3.31

和歌山県告示第848号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第1項の規定により、次のとおり指定調査機関の指定をした。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間満了日
特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	大阪市北区天神橋二丁目北1番21号 八千代ビル東館9階	和歌山市西布経二丁目4番サンC棟205号室	平成18.6.1	平成21.3.31
特定非営利活動法人呆け老人をかかえる家族の会和歌山	和歌山市岡山丁23番地	和歌山市岡山丁23番地	平成18.6.1	平成21.3.31
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会	和歌山市手平二丁目1番2号	和歌山市手平二丁目1番2号	平成18.6.1	平成21.3.31

和歌山県告示第849号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、池の前土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 就任した役員
職名 氏 名 住 所

- 理事 宮井芳弘 岩出市山254番地
- 理事 山口芳次 和歌山市湯屋谷49番地
- 理事 明渡隆博 和歌山市中筋日延285番地
- 理事 宮井正治 岩出市山398番地の4
- 理事 藤井勝 和歌山市中筋日延290番地
- 理事 田中新二 岩出市山327番地
- 監事 福田茂博 岩出市山334番地
- 監事 宮井伸幸 岩出市山503番地の2(I-202号)

2 退任した役員

- | 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|---------------|
| 理事 | 宮井義孝 | 岩出市山286番地 |
| 理事 | 山口芳次 | 和歌山市湯屋谷49番地 |
| 理事 | 宮井芳弘 | 岩出市山254番地 |
| 理事 | 田中隆 | 岩出市山138番地 |
| 理事 | 田中宏幸 | 岩出市山145番地 |
| 理事 | 藤井嘉次 | 和歌山市中筋日延305番地 |
| 監事 | 明渡隆博 | 和歌山市中筋日延285番地 |
| 監事 | 山本米一 | 岩出市山114番地 |

和歌山県告示第850号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項、自治法令第167条の5の2及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、土木設計積算システム機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 調達物品

土木設計積算システム機器等

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。)第9条に規定する競争入札参加資格審査結果通知書の写し(入札参加資格があると記されたもの)
- ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- エ 土木設計積算システム機器等賃貸借に係る仕様書(以下「仕様書」という。)に対する提案書

(2) (1) のア、ウ及びエまでに掲げる申請書類の用紙及び質問書については、県で定めるものとし、平成18年6月23日(金)から平成18年6月30日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)

に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年7月3日(月)から平成18年7月10日(月)までの間(休日を除く。)に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館5階504会議室

(2) 日時

平成18年6月30日(金)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年7月3日(月)から平成18年7月14日(金)までの間(休日を除く。)の午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3085
ファクシミリ番号 073-428-1810

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、2の(1)のエに掲げる提案書について和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の登録区分「ハードウェア保守」に登録されている者であること。

ただし、登録されていない者にあつては、要綱第6条第2項に従い、4に定める資格審査申請書類の受付期限までに登録されている者であること。

8 資格審査の留意事項等

(1) 資格審査は、別冊「土木設計積算システム機器等賃貸借に係る競争入札参加資格審査申請説明書」により申請され受理した申請書類に基づき、その内容を審査することにより行うこととし、必要に応じてヒアリングを行うことがあるので留意すること。

なお、ヒアリングを行う場合は申請者あてに別途その旨通知する。

(2) 申請書類のうち提案書は、仕様書及び土木設計積算システム機器等賃貸借に係る提案書作成要領に準拠し、作成すること。

(3) 入札参加資格申請者が落札し本県と契約を締結した場合、本県の仕様書の遵守を前提として、上記提案書の内容に拘束されるものとし、本県からの特段の指示がない限り提案書の内容を契約締結後変更できないものとする。

9 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、土木設計積算システム機器等賃貸借における競争入札参加資格結果通知書により平成18年7月21日（金）までに通知する。

10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年8月2日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年8月8日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第851号

平成18年8月1日から平成20年5月31日までの期間において、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）に必要な資格に係る基本となるべき事項及びその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 経常JVの構成員の資格

ア 主たる営業所を和歌山県内に有する者であること。

イ 土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を有して5年以上経過している者であること。

ウ 平成18年度及び平成19年度の入札参加資格審査にお

いて、土木一式工事の認定を受けていること。

エ 他の経常JVの構成員でない者であること。

(2) 経常JVの要件

ア 経常JVが競争入札に参加できる業種は、土木一式工事のみとする。

イ 経常JVの構成員の数は、3者以内とする。

ウ 経常JVの構成員の組合せは、同一振興局建設部管内（海草振興局建設部管内は和歌山市とし、海草振興局建設部海南工事事務所管内は海南市及び海草郡とする。）に主たる営業所を有する者の組合せであることとする。

(3) 経常JVの構成員の取扱い

ア 経常JVの構成員となった者は、土木一式工事の他の共同企業体（特定建設共同企業体を含む。）の構成員となることはできない。

イ 経常JVの構成員となった者の土木一式工事の構成員単体での入札参加資格は、停止する。

(4) 資格審査

ア 経常JVの総合点数については、別に定める算定要領等に基づき算定することとする。

イ 経常JVの客観的事項の審査については平成18年度及び平成19年度の入札参加資格審査に用いた経営事項審査に基づき行うこととする。

2 競争入札参加者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所等については、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期、提出場所及び提出方法

平成18年6月26日から同月30日までの間で主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所に持参するものとする。

(2) 申請書類

ア 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（県内建設工事）県内建設業者経常建設共同企業体用（様式第8号）

イ 経常建設共同企業体協定書の写し

ウ 構成員全員の総合評定値通知書の写し

エ 構成員全員の入札参加資格認定通知書（認定期間が平成20年5月31日までのもの）の写し

(3) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

和歌山県告示第852号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき大阪国税局長から公共測量を終了する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量(森林調査)
- 2 作業期間 平成17年9月1日から平成18年5月31日まで
- 3 作業地域 田辺市
日高郡みなべ町、日高川町
西牟婁郡上富田町、白浜町(旧日置川町の地域)、すさみ町
東牟婁郡串本町

和歌山県告示第853号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市遠方字東垣内377番1地先から同市遠方字東垣内377番9地先まで	旧	5.10 } 5.45	44.00	
同上	新	5.50 } 5.95	44.00	

和歌山県告示第854号

平成18年和歌山県告示第853号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年6月23日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第34号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成18年6月23日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
浪早ビーチ海水浴場	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ	平成18年7月1日から同年8

		海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	月31日まで
浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月1日から同年8月31日まで
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南3丁目	和歌山市和歌浦南3丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月1日から同年8月31日まで
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月1日から同年8月31日まで
加太海水浴場	和歌山市加太北丁	和歌山市加太北丁地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月1日から同年8月31日まで
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月1日から同年8月31日まで
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原字山谷	東牟婁郡串本町田原字山谷地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月1日から同年8月31日まで
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月1日から同年8月31日まで
里野海水浴場	西牟婁郡すさみ町里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月1日から同年8月31日まで
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員	平成18年7月1日から同年8月31日まで

		会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月2日から同年8月28日まで
宇久井海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月2日から同年8月28日まで
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月2日から同年8月28日まで
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月2日から同年8月28日まで
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年7月8日から同年8月31日まで

者を対象とするもの(以下「特例措置講習(3号)」という。)	(木)までの4日間		
法第2条第1項第1号の業務に係る講習で、2の(3)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(1号)」という。)	平成18年9月1日(金)から平成18年9月6日(水)までの土曜日及び日曜日を除く4日間	同上 (合同実施)	同上
法第2条第1項第1号の業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(1号)」という。)			
法第2条第1項第2号の業務に係る講習で、2の(3)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(2号)」という。)	平成18年9月11日(月)から平成18年9月13日(水)までの3日間	同上 (合同実施)	同上
法第2条第1項第2号の業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(2号)」という。)			

和歌山県公安委員会告示第35号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)
第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習
(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年6月23日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第3号の業務に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(3号)」という。)	平成18年8月16日(水)から平成18年8月24日(木)までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	30名
法第2条第1項第3号の業務に係る講習で、2の(2)に掲げる	平成18年8月21日(月)から平成18年8月24日	(一部合同実施)	同上

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習(3号)の受講を希望する者は、警備業務の区分に応じ、次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の

区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 特例措置講習(1号)、特例措置講習(2号)又は特例措置講習(3号)の受講を希望する者は、警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者であって、和歌山県内に所在する営業所に所属し、受講する警備業務の区分に係る警備業務について、警備員指導教育責任者として選任されているもの

(3) 追加取得講習(1号)又は追加取得講習(2号)の受講を希望する者は、受講を希望する警備業務の区分以外の法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、受講する警備業務の区分について、次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、

講習の種別を問わず、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課の受講受付専用電話(電話番号:073-423-3344)に電話し、受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、受講希望者が定員に満たなかった場合は、申出をした受講希望者全員を受講予定者とする。

受講希望者が定員を超えた場合、定員を超えて申出をした受講希望者を仮受付し、申出期間終了後、合同実施又は一部合同実施する講習の一方の受講希望者が定員に満たなかった場合に限り、その欠員数の範囲で仮受付した者を受講予定者とする。

申 出 期 間
平成18年7月10日(月)から平成18年7月14日(金)まで(各日も午前9時から午後5時までの間)

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと。(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先へ確認しておくこと。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間等

受講申込書等の提出期間等は、講習の種別を問わず下記のとおりとする。

提 出 期 間	提 出 先
平成18年7月24日(月)から平成18年7月26日(水)まで(各日も午前9時から午後5時までの間)	和歌山県内の最寄りの警察署(受講申込者自身が提出すること。)

(2) 提出方法等

上記3により、事前申出を受付された者は、上記4の(1)に掲げる提出期間内に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること。(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、受講予定者に決定していることを無効とする。(当該提出期間内に提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

ア 新規取得講習(3号)の事前申出を受付された者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 上記2に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書面

a 2の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

c 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

e 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 特例措置講習(1号)、特例措置講習(2号)又は特例措置講習(3号)の事前申出を受付された者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 旧資格者証の写し

ウ 追加取得講習(1号)又は追加取得講習(2号)

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 受講を希望する警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。なお、手数料は納付後、いかなる場合も返還しない。

ア 新規取得講習(3号) 38,000円

イ 特例措置講習(3号) 14,000円

ウ 追加取得講習(1号) 23,000円

エ 特例措置講習(1号) 23,000円

オ 追加取得講習(2号) 14,000円

カ 特例措置講習(2号) 14,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西丁丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係
電話：073-423-0110(内線 3027・3028)

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年5月1日以降無効とする。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
10リットル券	船舶	1801699	1枚	平成17年12月2日から 平成18年5月31日まで	海草振興局	平成18年5月1日
50リットル券		1801683	1枚			

※ 記号番号は、免許証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

入札公告

土木設計積算システム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告

する。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

土木設計積算システム機器等賃貸借 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

和歌山県庁本館他和歌山県県土整備部県土整備政策局
技術調査課が指定する場所

(4) 契約期間等

土木設計積算システム機器等賃貸借の納入期限及び賃借期間は、次のとおりとする。

ア 機器等の納入期限

契約の日から平成18年9月30日まで

イ 賃貸借(運用保守、技術支援等含む。以下同じ。)期間

平成18年10月1日から平成21年9月30日まで。ただし、本契約は長期継続契約であるため上記賃貸借期間中であっても、平成19年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成18年和歌山県告示第850号に規定する機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 日時

平成18年6月23日(金)から平成18年6月30日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年7月3日(月)から平成18年7月10日(月)までの間(休日を除く。)に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館5階504会議室

(2) 日時

平成18年6月30日(金)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階408会議室

イ 入札日時

平成18年8月9日(水)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の土木設計積算システム機器等賃貸借における競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の土木設計積算システム機器等賃貸借における競争入札参加資格結果通知書の写しを同封の上、平成18年8月9日(水)午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

(1) 入札書には、賃貸借に係る1か月あたりの見積金額を記載すること。

(2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額に36を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格に36を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3085

ファクシミリ番号 073-428-1810

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Engineering works design multiplication system of Wakayama Prefectural public construction 1 Complete System

(2) Date and time for tender : 11:00 a.m. 9 August 2006

(3) Contact point for the notice :

Engineering Affairs Research Division at Prefectural Land Development Policy Bureau in Prefectural Land Development Department of Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-3085 (Facsimile 073-428-1810)

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画公園(3・3・5号神楽公園)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第33条第1項及び第41条第1項の規定により重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設及び特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を次のように設定した。

平成18年6月23日

和歌山県知事 木村良樹

1 新宮港第3号・第4号・第5号岸壁埠頭保安規程

(1) 承認日 平成18年6月1日

(2) 制限区域

港湾名	地区名	制限区域
新宮港	三輪崎地区	第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁及び障壁で囲まれた陸域

2 新宮港国際水域施設水域保安規程

(1) 承認日 平成18年6月1日

(2) 制限区域

港湾名	地区名	制限区域
新宮港	三輪崎地区	第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁前面から50メートルの水域